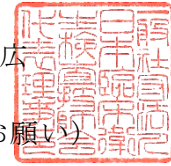


2日臨技発第9号
令和2年4月15日

都道府県臨床(衛生)検査技師会
会長 各位

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
会長職務代理
代表理事副会長 横地 常広



新型コロナウイルス感染症の検査体制の強化支援について(お願い)

謹啓 陽春の候、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、日本臨床衛生検査技師会の事業活動にご協力いただきありがとうございます。
当会は、政府の対策を支援するため、令和2年2月13日に日臨技会館内に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、厚生労働省からの支援要請を受け、検体検査の支援業務を実施してきました。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染が都市部で急速に拡大していることから、政府は、令和2年4月7日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づき、「緊急事態宣言」を発出されました。

この宣言を受け、実施すべき区域の都府県はもとより、実施すべき区域以外の道府県においても、国の基本的対処方針に基づいた独自の対策が執られることとなります。

このような、国難というべき時に、臨床検査技師の専門家集団として、全面的に協力することと致しました。これを受け、以下の3点について、発信・支援することといたしました。

- ① 宮島会長が国民に臨床検査技師の専門家として、新型コロナウイルス感染症の正しい理解と制圧のため、国民へのメッセージの発信(You-Tubeでの発信、)
- ② PCR検査の体制整備について地方自治体への支援(人的支援)
- ③ 臨床検査技師に対する支援(業務遂行有用な情報を提供)

以上のうち、③について当会のホームページ掲載済み、①については、近日中に掲載いたします。

さて、②については、緊急経済対策としての補正予算が早ければ今月23日には成立する見込みであり、補正予算案のうち「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(仮称)においては、PCR検査機器の整備、病床・軽症者等受入れ施設の確保等の経費が織り込まれています。そうしたことから、病床・受入れ施設の確保やPCR検査場を新たに整備して、PCR検査の集中・効率化を図る予定の自治体も報告されています。

貴会会員施設においても、当該交付金を活用し、院内におけるPCR検査体制等について積極的に関与されるようお願いいたします。

また、この件については、臨床検査技師が参加しやすい環境の整備が必要であることから、厚生労働省から各都道府県に対しても要請されるよう、当会から申し入れいたしました。

このような緊急事態時日臨技、都道府県臨床検査技師会は、臨床検査の専門家集団として、共同して地方自治体に対し、何らかの支援を申し出るべきではないかと考えます。

各都道府県技師会においては、当該自治体(保健所等)と積極的に接触していただき、どのような支援が必要としているか、情報収集に努めていただきたい。

日臨技としては、今後益々増加する新型コロナウイルスの確定診断のためのPCR検査技師の確保ではないかと考えています。

そのために、以下のような事業を考えています。

- ① 各都道府県単位でOB、OG又就業していない皆様を発掘して、PCR検査技師の養成(経験者でなくても、保健所、病院での研修を予定)

② 現に勤務している病院単位で PCR 検査技師の養成(病院内部研修の実施)

各都道府県技師会においては、PCR 検査技師の確保の必要性をご認識いただき、貴会会員の施設長、OB、OG 並びに離職者に対して、広く呼びかけをいただきますようお願いいたします。

なお、呼び掛けをいただき、登録の希望者については、別添「新型コロナウイルス感染症 PCR 検査要員登録票」に登録いただき、下記メールアドレスまでご登録くださいませ。

ご登録いただきました要員については、日臨技に於いて一括管理いたしますが、実際の勤務等の調整(需要側の病院等とのマッチング)については、当該都道府県で実施していただくことが望ましいと考えています。

しかし、県域を越えての勤務等については、日臨技に於いてマッチングの事務を行なうことも可能でございます。

新型コロナウイルス感染症での医療崩壊を食い止め、一日でも早い収束のために、何卒、ご理解とご協力のほど、お願い申し上げます。

謹白

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会

143-0016 東京都大田区大森北 4-10-7

電話 03-5767-5541 FAX03-3768-6722

メールアドレス：jamt@jamt.or.jp

担当専務理事 深澤恵治、事務局 篠崎隆男